

| | |
|--------------|--|
| 補助事業の対象となる者 | <p style="text-align: center;">防災ベッド等設置助成</p> <p>補助事業の対象となる住宅の居住者で以下の全ての要件を満たす者（個人）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町税を滞納していない者 2 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者 |
| 補助事業の対象となる経費 | <p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が10万円以上のものに限る。）に要する経費</p> <p>【補助事業の対象となる住宅】</p> <p>次の全ての要件を満たす住宅</p> <p>町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた住宅を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの （2）平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」における診断の結果、安全性が低いと診断されたもの |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 10万円 |
| その他の事項 | — |

| 関係条項 | 内 容 | |
|---------------------|---|-----------------------|
| | 防災ベッド等設置助成事業 | |
| 第5条 (交付申請) | (添付書類) 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の建築年月を証明する書類 3 簡易耐震診断結果 4 住民票の写し 5 所得証明書の写し 6 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。 | |
| 第8条第1項 (内容変更申請) | (軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 | |
| | (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。 | |
| 第9条第1項 (変更交付申請) | (添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。 | |
| | (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく | |
| 第10条第1項 (遂行状況報告) | (報告事項等) | |
| | 1 事業の遂行状況 | 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第11条 (実績報告) | (添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し 3 完了写真 4 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する県の会計年度の3月24日のいずれか早い日。 | |
| | 第21条第1項 (財産の処分制限) | (処分制限期間) |